

中学校 美術

徳島県教育委員会

1

中学校美術科における指導計画の作成と実施について

指導計画の作成と内容の取扱いについて

指導計画作成上の配慮事項

- Ⅰ 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の**主体的・対話的で深い学び**の実現を図るようにすること。その際、**造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。**

学習指導要領解説 P116

3

中学校美術科における指導計画の 作成と実施について

2

中学校美術科における指導計画の作成と実施について

指導計画の作成と内容の取扱いについて

- **主体的・対話的で深い学び**の実現に向けた授業改善を行う。
 - Ⅰ 単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。
 - ・ 見通しを立てたり、振り返ったりする場面、対話による言語活動をどこに設定するか。
 - ・ 生徒が考える場面、教師が教える場面をどのように組み立てるか。
- **題材のまとまりの中で授業改善を進める。**

4

中学校美術科における指導計画の作成と実施について

「A表現」(1)のア及びイと、(2)は原則として関連付ける

(4) 第2の各学年の内容の「A表現」については、(1)のア及びイと、(2)は原則として関連付けて行い、(1)のア及びイそれぞれにおいて描く活動とつくる活動のいずれも経験させるようにすること。その際、第2学年及び第3学年の各学年においては、(1)のア及びイそれぞれにおいて、描く活動とつくる活動のいずれかを選択して扱うことができることとし、2学年間を通して描く活動とつくる活動が調和的に行えるようにすること。

学習指導要領解説 P119

5

中学校美術科における指導計画の作成と実施について

「A表現」の指導計画の作成例

A表現	(1)アと(2)		(1)イと(2)	
	感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動		伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動	
学年	描く活動	つくる活動	描く活動	つくる活動
第1学年	○	○	○	○
第2学年	○			○
第3学年		○	○	
または				
第2学年		○	○	
第3学年	○			○

第1学年では45時間の中ですべてを扱う。

学習指導要領解説 P121

6

中学校美術科における指導計画の作成と実施について

第1学年の指導計画について

○ねらいとする資質・能力を育成するために

- ・美術の表現に関する資質・能力が幅広く身に付くようにするために、基礎となる資質・能力の定着を図ることを基本とする。
- ・比較的短い時間で表現に関する資質・能力が身に付くような題材を効果的に位置付ける。
- ・必要となる画面の大きさや時間数などを十分に考えて題材を検討する。
- ・年間45単位時間の中で全てを扱うことになるため、一般的に一題材に充てる授業時数は少なくなるものと考えられる。

7

中学校美術科における指導計画の作成と実施について

第2学年及び第3学年の指導計画について

○ねらいとする資質・能力を育成するために

- ・第1学年において身に付けた表現に関する資質・能力を柔軟に活用して、より豊かに高めることを基本としていることから、一題材に時間をかけて指導することが考えられる。
- ・各学年において内容を選択して行うことが可能であり、2学年間で全ての事項を指導することとしている。



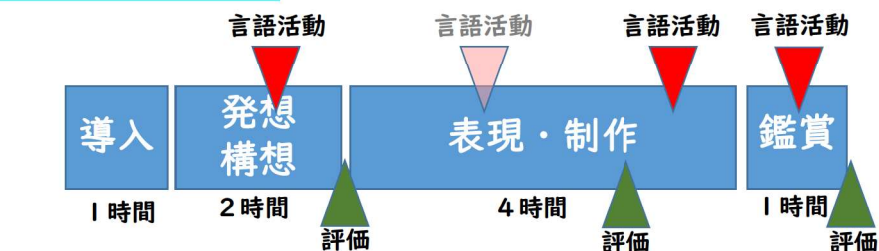
指導計画の作成に当たっては、学習の内容が偏らないようにする

8

中学校美術科における指導計画の作成と実施について

「年間指導計画」「題材の指導計画」「評価計画」を総合的に作成する

「題材の指導計画」



題材の指導の中のどこに言語活動を組み込むか

「造形的な視点」と「共通事項」から、自分のイメージをもって意味や価値をつくりださせることが重要。

「評価計画」

どこで評価をするか⇒評価を生徒の学習活動に生かす

指導と評価の一体化

9

指導計画における表現と鑑賞の指導の関連

11

中学校美術科における指導計画の作成と実施について

「主題を生み出し」とは・・・

- ・感じ取ったことや考えたこと
 - ・目的や機能
- などから

「自分は何を表したいのか、何をつくりたいのか、どういう思いで表現しようとしているのか」など、生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描くこと



創造的な発想や構想の学習を進める上で基盤となるもの

10

指導計画における表現と鑑賞の指導の関連

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (2) 第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互に関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにすること。

学習指導要領解説 P117

鑑賞の学習において、単に表現のための参考作品として、表面的に作品を見るのではなく、発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸にそれぞれの資質・能力を高められるようにすることが大切。

12

指導計画における表現と鑑賞の指導の関連

指導計画の作成に当たっては、表現及び鑑賞のそれぞれの学習の**目標と内容を的確に把握**し、相互の関連を図った学習が展開されるように配慮しなければならない。



各内容における**指導のねらい**を十分に検討し、それを実現することのできる適切な題材を設定し、系統的に育成する資質・能力が身に付くよう指導計画に位置付ける必要がある。

13

指導計画における表現と鑑賞の指導の関連

学習指導要領 「A表現」

- (1) 発想や構想に関する資質・能力
ア 感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想
イ 目的や機能などを考えた発想や構想
- (2) 技能に関する資質・能力
ア 発想や構想をしたことなどを基に表す技能

学習指導要領 「B鑑賞」

- (1) 鑑賞に関する資質・能力
ア 美術作品などに関する鑑賞
(ア) 感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現に関する指導
(イ) 目的や機能などを考えた表現に関する鑑賞
イ 美術の働きや美術文化に関する鑑賞
(ア) 生活や社会を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞
(イ) 美術文化に関する鑑賞

効果的にそれぞれの資質・能力を高めるためには、**双方に働く中心となる考えを明確にすることが大切**

15

指導計画における表現と鑑賞の指導の関連

鑑賞の学習を年間指導計画の中に適切に位置付け、鑑賞の学習の目標を実現するために**必要な授業時数を定め**、確実に実施しなければならない。



鑑賞と表現との関連を考えて鑑賞の指導を位置付けたり、ねらいに応じて独立した鑑賞を適切に設けたりするなど、指導計画を工夫する必要がある。

14

指導計画における表現と鑑賞の指導の関連

〔共通事項〕のイの指導について

- イ 〔共通事項〕のイの指導に当たっては、全体のイメージや作風などに着目して、次の事項を実感的に理解できるようにすること。
- (ア) 造形的な特徴などを基に、見立てたり、心情などに関連付けたりして**全体のイメージ**で捉えること。
 - (イ) 造形的な特徴などを基に、作風や様式などの**文化的な視点**で捉えること。

学習指導要領解説 P127～ P129

16

中学校美術科の指導における I C Tの活用

17

中学校美術科の指導における I C T の活用

- ・表現及び鑑賞の活動を通して、感性や創造性を豊かにし、生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力を育むことを目指す**授業改善の手段として**、I C Tを積極的・効果的に活用していく。
- ・実際に見る、聴く、触れるなどの身体感覚を働かせて学習する活動とI C Tを活用する活動を、授業のどの場面で行うべきか、必要性を十分に検討する。**学習のねらいに応じて**選択したり、組み合わせたりして、適切かつ効果的に活用することが重要である。

18

中学校美術科の指導における I C T の活用

創造性を尊重する態度の形成と知的財産権や肖像権

- ・自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の育成を図る。
- ・指導の中で、必要に応じて著作権などの知的財産権や肖像権に触れ、作者の権利を尊重し、侵害しないことの大切さが分かるようにする。

19